

国

保

だより

福祉医療費給付金制度について

福祉医療費給付金制度は医療費の自己負担分の一部を市が助成する制度です。

県内の医療機関に福祉医療費受給者証(以下受給者証)を窓口に表示し、自己負担額を一旦支払い、おおむね診療月から2か月後(後期高齢者医療制度に該当する方は診療月から3か月後)に登録されている振込口座へ一部負担金を差し引いた金額を振込みます。受診の際や処方箋により調剤を受ける際には必ず保険証と受給者証を医療機関等の窓口に表示してください。

資格要件に該当する人には、受給者証が交付されますので申請してください。

資格要件

- ・ こども(中学校3年生まで)
- ・ 身体障害者手帳3級以上
- ・ 精神障害者保健福祉手帳2級以上
- ・ 療育手帳B1以上
- ・ 特別児童扶養手当2級以上
- ・ 障害年金1級以上(65歳以上で後期高齢者医療保険加入者は2級以上)
- ・ 母子家庭、父子家庭
- ・ 75歳以上低所得世帯高齢者(市民税所得割を課せられていない世帯)



※詳細につきましては、医療保険・年金係(内線322)までお問い合わせください。

中学校3年生までのお子さんの福祉医療費給付金の受給方法を変更します。

平成30年8月診療分から、中学校3年生までのお子さんを対象の福祉医療費給付金の受給方法が変更になります。

県内の医療機関(病院、薬局)の窓口で、受給者証を提示することにより、1月に1医療機関等(入院・外来別)で支払う自己負担額が月額500円で済むようになります。

なお、県外の医療機関にかかった場合は、今までと同様の申請方法となります。

《**対象者**》中学校3年生までのお子さん(心身障害者、母子及び父子家庭の受給者証をお持ちのお子さんも含まれます。)

福祉医療費の受給方法の変更に伴い、対象となるお子さんの受給者証が変更となります。平成30年7月に新しい受給者証を送付します。

福祉医療費資金貸付制度について

住民税非課税世帯に該当する福祉医療費給付金の受給資格のある方で、医療費の支払いが困難な方に対して、医療費の支払いにあてる資金を貸付ける制度があります。

要件に該当し貸付を希望される場合は、申請が必要です。事後申請はできませんので、まずは高齢者・保険課までご相談ください。

国民年金の保険料は、お支払方法によってお得な割引制度があります

保険料をまとめて前払いすることにより割引される「前納」や便利でお得な「口座振替」があります。

平成29年度の保険料・割引額の例

◆毎月保険料を納めた場合
 16,490円×12か月＝197,880円

納付方法		年間の納付保険料	割引額	申込期限	
口座振替	1年前納(4月分～翌年3月分を4月末日振替)	193,730円	4,150円	2月末日	
	2年前納(4月分～翌々年3月分を4月末日振替)	378,320円	15,640円		
	6か月前納	(4月分～9月分を4月末日振替)	195,640円	2,240円	2月末日
		(10月分～翌年3月分を10月末日振替)	(97,820円×2期)	(1,120円×2期)	8月末日
	毎月振替「早割」(当月末日振替)※	197,280円 (16,440円×12月)	600円 (50円×12月)	振替開始 希望月の 前々月	
毎月振替(翌月末日振替)	197,880円	—			
現金(納付書)	1年前納(4月分～翌年3月分を4月末日納付)	194,370円	3,510円	/	
	2年前納(4月分～翌々年3月分を4月末日納付)	379,560円	14,400円		
	6か月前納	(4月分～9月分を4月末日納付)	196,280円		1,600円
		(10月分～翌年3月分を10月末日納付)	(98,140円×2期)		(800円×2期)
毎月納付	197,880円	—			

※早割について

初めて口座振替を申し込まれた方は、初回のみ前月分(割引なし)と当月分(50円割引)の2か月分保険料の引き落としになります。

今回掲載した保険料額・割引額は平成29年度の保険料です。平成30年度の保険料は変更となる予定ですので、参考にしてください。

平成30年4月から口座振替で前納を希望される方は、平成30年2月末までにお申し込みください(預金通帳・金融機関届出印をご持参ください)。

クレジットカードでもお支払いができます

クレジットカード納付は、事前にお申し込みいただき、以後、継続的にクレジットカード会社が立て替え払いし、クレジットカード会社からカード会員の方に請求する方法です。

【お支払方法】

毎月支払い	毎月の保険料を当月末日に立て替え、割引額なし。
1年分支払い(前納)	4月から翌年3月分までの保険料をまとめて4月末日に立て替え。 割引額は現金で1年分前納した金額と同じです。
2年分支払い(前納)	4月から翌々年3月分までの保険料をまとめて4月末日に立て替え。 割引額は現金で2年分前納した金額と同じです。
半年分支払い(前納)	4月から9月分までの保険料を4月末日に、10月分から翌年3月分までの保険料を10月末日にそれぞれまとめて立て替え。 割引額は現金で半年分前納した金額と同じです。

※クレジットカードでの「早割」はご利用できません。

口座振替・クレジットカード払いの申込用紙は、岡谷年金事務所・茅野市役所高齢者・保険課(1階8番窓口)に備え付けてあります。



結婚50年を迎え 金婚祝い品贈呈式

11月22日の「いい夫婦の日」に、金婚を迎えた夫婦を祝う金婚祝い品贈呈式を茅野市役所にて行いました。今年度は1967年4月～1968年3月までに結婚した夫婦が対象で、式典には23組が出席し、市長から祝い状と記念品を贈呈しました。出席者を代表して下槻木の矢島さんご夫妻があいさつをし、「今日から新たに明るく笑顔で過ごしていきたい。」と述べられました。



↑代表あいさつをされた矢島さんご夫妻。

↓ワールドカフェで全国からの参加者と意見を交わす。



こどもの視点で未来を考える 愛してるぜ茅野ミーティング2017 (第10回茅野市子ども会議)

12月3日、「茅野市ほくらの未来プロジェクト」(まちづくりに関わる中高生の有志)は、第10回子ども会議を開催しました。茅野市の将来を担っていく中高生たちが日頃の活動を発表したり、「より良い地域をつくるために大人と子供の関わり方を考えよう」をテーマに意見を交わしました。今回は「子どもの権利条約フォーラム2017in信州」とのコラボレーション企画でもあり、市外の参加者とも意見交換できる機会となりました。

↓長野県庁で公立大学法人の設立認可書を受け取る諏訪地域の首長。



公立大学法人化 正式決定 公立大学法人公立諏訪東京理科大学 設立認可書交付

11月24日、公立大学法人公立諏訪東京理科大学の設立認可書が、長野県知事から諏訪広域公立大学事務組合長(茅野市長)に交付されました。平成30年4月に開学する公立諏訪東京理科大学は現在の2学部4学科から工学部の1学部2学科に再編し、中南信唯一の工学系大学となります。地域に貢献し、世界に羽ばたく人材育成の拠点として開学します。